

条項	御意見の概要	検討結果
本文第3条(不当な差別取扱いの禁止)関係(林、水においては第2条)		
1 第3条	<p>他省庁でも書かれているように下記を追加。</p> <p>「対象となる障害者・障害児(以下「障害者」という。)は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」</p> <p>また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する必要。</p> <p>【理由】 障害の定義があいまいであるため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「第3条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。なお、職員は、別紙第1から第3までに定める留意事項に留意するものとする。」</p> <p>また、本条は、女性や子供を含めて、全ての障害者に対して不当な取扱いとならないよう障害者の権利利益を侵害してはならないことを意図しております。</p>
本文第4条(合理的配慮の提供)関係(林、水においては第3条)		
2 第4条	<p>①「障害者の権利利益を侵害することとならないよう」は「障害者の権利利益が不用意に損なわれないよう」あたりの表現の方が望ましい。(「不用意に」等の表現を入れるべき)</p> <p>②「社会的障壁の除去の実施について、」の部分^①は不要。</p> <p>【②の理由】 そもそも「必要かつ合理的な配慮」においてその指定がなされると考えられるものなので。</p>	<p>①「障害者の権利利益が不用意に損なわれないよう」という趣旨は現状の記述で包含しています。</p> <p>②「必要かつ合理的な配慮」の対象を明確にするため、「社会的障壁の除去の実施について、」の記述は必要です。</p> <p>以上のことから、原文のままとさせていただきます。</p>
3 第4条	下記を追加。	いただいたご指摘や他の方からのご指

	<p>条 四 障害者が適切に合理的配慮の申し出ができるようにするために、あらかじめ省内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。</p> <p>【理由】 障害者が「合理的配慮」や相談・苦情等を申し出るために、コミュニケーションを支援する者(聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆記者等)が必要なため。</p>	<p>摘も踏まえ、第7条(相談体制の整備)を次の通り修文します。</p> <p>「第7条 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>
<p>本文第5条(監督者の責務)関係(林、水においては第4条)</p>		
4	<p>第5条第1項 次のとおり修正。</p> <p>二、障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談若しくは苦情の申出等があった場合には、迅速に状況を確認すること。</p> <p>→障害者本人の訴えを直に聞き迅速に状況を確認すること。</p> <p>【理由】 障害者本人の訴えをまず確認することが優先であると考える。</p>	<p>御指摘の趣旨を受け止め、相談を実際に受けた場合の対応にしっかりと生かすようにいたします。</p>
5	<p>第5条第1項 下記を追加。</p> <p>四 障害者が適切に合理的配慮の申し出ができるようにするために、あらかじめ省内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。</p> <p>【理由】 障害者が「合理的配慮」や相談・苦情等を申し出るために、コミュニケーションを支援する者(聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆記者等)が必要なため。</p>	<p>いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第7条第2項(相談体制の整備)を次の通り修文します。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、<u>性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。</u>」</p>
6	<p>第5条第2項 第5条第2項の「障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には」は「障害を理由とする差別の問題が生じた場合には」とした方が分かりやすくより明確な記述となる。</p>	<p>「障害を理由とする差別の問題が生じた場合には」とした場合、差別そのものの問題のみが対象となるように解され、対象となる問題の範囲が狭まると考えられるため、原文のままとさせていただきます。</p>
<p>本文第7条(相談体制の整備)関係(林、水においては第6条)</p>		

7	第7条	<p>下記を追加。</p> <p>相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。</p> <p>【理由】 障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号を追加します。</p> <p>「<u>四 大臣官房秘書課長が指名する者</u>」</p> <p>また、その他の御指摘については、御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。</p>
8	第7条	<p>相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する。</p> <p>【理由】 相談者の性別に配慮した相談のために不可欠。男性のみの相談窓口の場合、女性は相談することさえ困難な場合が多い。また、別途述べるとおり、相談体制にあたる人をはじめとした研修啓発も重要。もしも相談窓口が障害のある女性の複合的な困難について正しく理解していなければ、窓口において更にハラスメントや、対応回避、放置を重ねることもありえる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号を追加します。</p> <p>「<u>四 大臣官房秘書課長が指名する者</u>」</p>
9	第7条	<p>下記を追加。</p> <p>「<u>四 障害者である職員等、大臣官房秘書課長が指名する職員</u>」</p> <p>【理由】 相談窓口指定されている者に、障害当事者が含まれていない。また、相談窓口の担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるか不明であり、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号を追加します。</p> <p>「<u>四 大臣官房秘書課長が指名する者</u>」</p> <p>また、その他の御指摘については、御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。</p>
10	第7条	<p>下記を追加。</p> <p>障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を</p>	<p>いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第7条第2項を次のとおり修文します。</p> <p>「<u>2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、</u></p>

		<p>配置すること</p> <p>【理由】 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要。</p>	<p>障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>
11	第7条	<p>下記を追加。</p> <p>4 第1項で設置する相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。</p> <p>【理由】 障害の特性についての理解がなければ、障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができないと考えるため。また、障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要と考えるため。</p>	<p>いただいた前段の御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第7条第2項を次のとおり修文します。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p> <p>いただいた後段の御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号を追加します。</p> <p>「四 大臣官房秘書課長が指名する者」</p> <p>また、その他の御指摘については、御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。</p>
12	第7条第2項	<p>下記を追加。</p> <p>・電話番号だけでなくファックス番号やメールアドレスも開示する。連絡やコミュニケーションの方法、誰が通訳するか等、本人の希望を第一にして対応する。</p> <p>【理由】 電話のみの相談窓口には聴覚言語障害者はアクセスできないが、現状は多くが電話のみとなっている。</p> <p>特に何かの被害を受けた時や被災時などは、本人が迅速に安全に安心して連絡できるようにするためにはメールアドレスやファックス番号を開示しておくことが不可欠。電話番号だけが書かれていて、メールアドレスやファックス番号を知るためには電話をかけなければなら</p>	<p>いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第7条第2項を次のとおり修文します。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p> <p>なお、具体的な連絡先について、農林水産省ホームページに分かりやすく記載することを予定しています。</p>

		ないとなれば、電話かけを頼める人がいなければ通報も相談も不可能。かつ、連絡や相談において、本人が信頼をおくコミュニケーション方法や通訳者(手話通訳、文字通訳等)を確保できるように、本人の希望を第一にした対応がなされる必要がある。	
13	第7条第3項	<p>第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、【性別・年齢にも着目して】大臣官房秘書課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。</p> <p>【理由】 現状は、性別や年齢を省いて障害者一括や障害種別一括で集約されがちであり、複合的に困難な状況にある人の以後の相談および政策評価作業につながりにくいため、性別・年齢を意識し着目して取り組むことが必要。</p>	相談等の集約・活用の在り方については、いただいた御指摘も参考にしつつ、今後検討いたします。
14	第7条第4項	<p>下記のとおり修正。 「第1項で設置する相談窓口は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、必要に応じ、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」</p> <p>【理由】 相談窓口指定されている者に、障害当事者が含まれていない。また、相談窓口の担当となる者が障害の特性についての理解や知識があるか不明であり、的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じる。</p>	御指摘を踏まえ、第7条第1項に次の1号を追加します。 「 <u>四 大臣官房秘書課長が指名する者</u> 」 また、その他の御指摘については、御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。
15	第7条第4項	<p>下記のとおり修正。 4 …必要に応じ、<u>相談体制の充実を図るものとする。</u></p>	御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。

		<p>【理由】 法の趣旨を実現する観点から、相談体制の充実は非常に重要だから。</p>	
16	第7条第4項	<p>下記のとおり修正。 第1項の相談窓口は、<u>積極的に充実を図るものとする。</u></p> <p>【理由】 「障害者のあらゆる人権及び基本的人権を完全に確保し、及び促進することを約束すること。」と記載された障害者権利条約第4条第1項に照らし、置き換えるべき。障害者差別をなくすための相談窓口は行政機関は民間の手本となるように積極的に充実を図ることが必要。行政機関は障害者に不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供は差別であり、禁止されている。また、行政機関は民間企業に先駆けて障害者差別を解消していく立場であるから。</p> <p>また、相談方法として、来省による面談による相談も加えるべき。</p>	<p>御指摘の趣旨を受け止め、相談を実際に受けた場合の対応にしっかりと生かすようにいたします。</p> <p>来省による面談に関しては、いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、第7条第2項(相談体制の整備)を次のとおり修文します。 「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、<u>対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。</u>」</p>
17	第7条その他	<p>5 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。</p> <p>【理由】 相談窓口の一覧が記載されただけではどこに相談すればよいのかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知の規定を加えるべき。</p>	<p>具体的な連絡先について、農林水産省ホームページに分かりやすく記載することを予定しています。</p>
<p>本文第8条(研修・啓発)関係(林、水においては第7条)</p>			
18	第8条	<p>下記を追加。 ・研修・啓発のプログラムに必ず障害のある女性の困難などの複合差別の課題について入れる。</p>	<p>研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討いたします。</p>

	<p>【理由】</p> <p>障害者差別解消法基本方針をふまえ、障害のある女性の複合的な困難などの複合差別の課題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするため。</p> <p>障害者差別解消法基本方針</p> <p>「第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項」の部分引用：</p> <p>「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する」</p>	
19	<p>第8条</p> <p>研修を行う際に、障害者当事者とその家族、介助者、支援者、障害者に理解のある社会福祉士、弁護士などの専門職と協力連携を十分にはかり、研修に役立てることを明記すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>障害は多種多様であり、種類も特性も程度もひとりひとり全く違う。また、いくつかの障害が重複する障害者もいる。別紙の合理的配慮の具体例があまりにも少なすぎて、それぞれの障害者に当てはめることが全く不可能。意思の表明は、障害者当事者とその家族介助者も含まれることから、障害者当事者とその家族、障害者団体等と十分に連携協力し、当事者家族の同意を得たうえで、必要に応じ情報共有し、具体例を順次更新していきそれに基づいて研修・啓発を行うべき。職員の研修・啓発に取り入れ、障害を知らないこと(障害があることにより、意思の表明等が健常者と全く異なる障害者もいる)による重大な差別的取扱い、重大な人権侵害を絶対に起こさないようにすべき。また、障害者権利条約第4条第3項に法令及び政策の作成及び実施において～障害者を代表とする団体を通じ、障害者と緊密に協議し、および障害者を積極的に関与させる。と記載されていることから協力、連携は必</p>	<p>研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討いたします。</p>

		須事項。	
20	第 8 条	<p>下記を追加。</p> <p>「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」</p> <p>【理由】</p> <p>権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であることが多いので、その団体の代表者をだすとなると男性に偏りがちとなる。積極的改善をするために女性当事者をいれることを明文化すべき。</p>	研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討いたします。
21	第 8 条	<p>職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要性。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須。</p>	研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討いたします。
22	第 8 条	<p>職員研修には、机上でのマニュアル等による研修で終わらず、当事者に出会い、話を聞く等の生きた研修をすること。</p>	研修の内容等の詳細は、頂いた御意見も参考にしつつ、今後検討いたします。
23	第 8 条 第 4 項	<p>「障害者へ適切に対応するために」は「様々な障害を持った障害者へ適切に対応するために」の方がややベター。</p> <p>【理由】</p> <p>「障害者」と一括りにするより個々の事情があるという事が明確になるため。</p>	<p>障害者については、第3条で以下のとおり規定しているため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>「第3条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継</p>

		<p>続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。なお、職員は、別紙第1から第3までに定める留意事項に留意するものとする。」</p> <p>また、第4条では、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」としており、様々な障害に対する配慮を記載しております。</p>
別紙第1(不当な差別的取扱いの基本的な考え方)関係		
24	別紙第1	<p>最後に下記を追加。</p> <p>「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」</p> <p>【理由】</p> <p>随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあり、健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれないがそのことにも理解を示していただきたい。(吃音など。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っており、いわゆるコミュニケーション上の障害)</p>
別紙第2(正当な理由の判断の視点)関係		
25	別紙第2	<p>下記のとおり修正。</p> <p>…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益</u>…<u>障害者にその理由を説明するものとし、</u>…</p>
		<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益… 障害者にその理由を説</u></p>

		<p>【理由】</p> <p>正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化すべきであることから。</p>	<p>明するものとし、…」</p>
26	別紙第2	<p>「正当な理由の判断の視点」に下記を追加。</p> <p>「なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者からの立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によるサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」</p> <p>【理由】</p> <p>正当な理由を拡大解釈して法律の趣旨を過小評価すべきではない。障害者差別解消法は障害者権利条約の共存共生、基本的人権基本的自由の確保を具現化するために定められた法律である。したがって、不当な差別的取扱いや合理的提供の義務を怠ることにより、障害者の権利利益が侵害されてはならない。</p>	<p>御指摘や他の方からの御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>「…正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益… 障害者にその理由を説明するものとし、…」</u></p>
27	別紙第2	<p>下線部を追加。</p> <p>職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。<u>理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。</u></p> <p>【理由】</p> <p>障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が職員と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要がある。</p>	<p>御指摘の内容も含め、障害を理由とする差別に関する相談等は、対応要領第7条に規定する相談窓口において承ることとしていますので、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>別紙第4(合理的配慮の基本的な考え方)関係</p>			

28	別紙 第4 1	「合理的配慮は、農林水産省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年4月24日閣議決定)で定義されているため原案を維持しますが、合理的配慮は個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて柔軟に対応がなされるよう努めるべきものであると考えています。
29	別紙 第4 3	下記のとおり修正。 3の末尾 ……自主的に取り組む <u>ものとする</u> 。 【理由】 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御指摘を踏まえ、本対応要領で「望ましい」と記載している内容につきまして、対応要領第3条に以下のとおり留意点を追記します。 <u>「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」</u>
30	別紙 第4 3	いろいろな手段を使うとあるが、情報保障は、障害者がいつ行っても対応できるようにすること。また、手話通訳、要約筆記が必要な場合を想定した情報保障手段を確保していくこと。	いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、対応要領第6条(相談体制の整備)を次のとおり修正しております。 <u>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</u>
31	別紙 第4 5	下記のとおり修正。 5の末尾 ……盛り込む <u>ものとする</u> 。 【理由】 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御指摘を踏まえ、本対応要領で「望ましい」と記載している内容につきまして、対応要領第3条に以下のとおり留意点を追記します。 <u>「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する」</u>
32	別紙 第4	意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介	「通訳を介するもの」の「通訳」には、手話通訳等も含まれますので、原案のままとさせていただきます。

		するものを含む。）」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべき。	
33	別紙第4	<p>下線部を追加。</p> <p>3 意思の表明とは、…(中略)…障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により伝えられるものをいう。</p> <p><u>障害者による意思の表明を可能にするために、省庁内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。(中略)</u></p> <p>なお、意思の表明が困難な障害者が、家族又は介助者等を伴っていない場合など、…(中略)…当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために<u>コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む)の設置等により建設的対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましい。</u></p> <p>【理由】</p> <p>障害者が適切に意思の表明ができるようになるためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要。</p>	<p>「通訳を介するもの」の「通訳」には、手話通訳等も含まれますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>また、いただいた御指摘や他の方からの御指摘も踏まえ、対応要領第6条(相談体制の整備)を次のとおり修文しており、また「コミュニケーションを支援する者」は下記「多様な手段」に含まれます。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</p>
別紙第5(過重な負担の基本的な考え方)関係			
34	別紙第5	<p>下記のとおり修正。</p> <p>過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、<u>また過重な負担を多用することで結果として法の趣旨が損なわれることのないよう留意して、具体的な場面や状況に応じて…その理由を説明するものとし、…</u></p> <p>【理由】</p> <p>行政機関等において合理的配慮の提供を義務化し、もって障害を理由とする差別を解消し</p>	<p>いただいた御指摘や他の方の御指摘を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>「<u>過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>」</p>

		<p>障害者の社会参加を推進するという法の趣旨を踏まえれば、過重な負担との判断は限定的におこなわれるべきであるから。また、過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。</p>	
35	別紙第5	<p>「過重な負担」も「正当な理由」と同様、軽々しく認められるべきではない。</p> <p>【理由】 障害に理解のある職員とそうでない職員によっては、対応に差異が生じる。過重な負担の範囲が極めてあいまいである。</p>	<p>いただいた御指摘や他の方の御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>」</p>
36	別紙第5	<p>客観的に判断する立場は、行政側の人間のみではなく、障害当事者と家族、障害者団体も含めるべき。また、費用以外のソフト面での合理的配慮の提供や差別的取扱についての障壁の除去は当事者家族の意向を最優先すべきである。</p> <p>【理由】 過重な負担について判断の裁量がすべて行政職員に委ねられており、障害者に対して理解のある職員と障害者に全く理解のない職員では、判断基準が著しく異なるため。</p>	<p>御指摘の前段については、御指摘を踏まえ、対応要領第7条第1項に次の1号を追加します。</p> <p>「<u>四 大臣官房秘書課長が指名する者</u>」</p> <p>また、その他の御指摘については、御指摘の趣旨を受け止め、障害者の方から相談を実際に受けた場合に、しっかりと対応できるよう、障害に対する理解や知識のある者を参画させるよう努めます。</p> <p>御指摘の後段については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。</p>
37	別紙第5	<p>下線部を追加。</p> <p>職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めること。<u>理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ること。</u></p> <p>【理由】 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が職員と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要がある。</p>	<p>御指摘の内容を含め、障害を理由とする差別に関する相談等は、対応要領第7条に規定する相談窓口において承ることとしていきますので、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>別紙第6(合理的配慮の具体例)関係</p>			

38	別紙 第6	<p>物理的環境への配慮の具体例に下記を追加。</p> <p>「具体例：館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」</p> <p>【理由】 聴覚障害者への具体例が見られないため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下の具体例を追加いたします。</p> <p>「<u>○ 農林水産省本省庁舎内で災害や事故が発生した際、避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</u>」</p>
39	別紙 第6	<p>○玄関に建物内の部屋やトイレなどの視覚的に配置が見て取れるフロアガイドなどを整備すること。緊急時を知らせる電光掲示板を完備すること。</p>	<p>御指摘の前段については、農林水産省本省庁舎内において玄関にフロアガイドを整備しております。</p> <p>御指摘の後段については、御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。</p> <p>「<u>○ 農林水産省本省庁舎内で災害や事故が発生した際、避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</u>」</p>
40	別紙 第6	<p>○聴覚障害者用の補聴のための磁器ループの設置や、室内の照明を1つ1つ調整できる設備をつける。例えばパワーポイントと手話通訳とパソコン要約筆記などが同時に見やすくなるようにすること。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>
41	別紙 第6	<p>○タブレットやスマートフォンによる障害者のコミュニケーション支援のアプリを活用すること。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>

42 別紙 第6	意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべき。	別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。
43 別紙 第6	<p>意思疎通の配慮の具体例に下記を追加。</p> <p>「具体例：会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</p> <p>「具体例：取引・相談・問い合わせ・苦情受付等の手段を、対面のほか、電話、FAX、電子メール、テレビ電話等、非対面の手段を含めて複数用意し、障害者がそれぞれの障害の特性に応じた利用しやすい手段を選択できるようにする。」</p>	<p>前段の御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p><u>「○ 会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」</u></p> <p>後段の御指摘を踏まえ、第7条(相談体制の整備)を以下のとおり修正いたします。</p> <p><u>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」</u></p>
44 別表 第6	<p>会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。</p> <p>【理由】</p> <p>改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。聴覚障害者の場合は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができないため。</p> <p>実践例)内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p><u>「○ 会議の進行にあたり、職員が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。」</u></p>
45 別紙 第6	<p>下記を追加。</p> <p>必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。</p> <p>【理由】</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p><u>「○ 会議の進行にあたり、職員が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。」</u></p>

		意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。	
46	別紙第6	<p>下記を追加。</p> <p>障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること</p> <p>【理由】</p> <p>障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要。</p>	<p>障害特性を踏まえてコミュニケーションを図るべきとの御指摘の趣旨は、別紙第4の3及び第6の意思疎通の配慮の具体例に反映されており、本要領に基づき適切にコミュニケーションが図られるように努めます。</p>
47	別表第6	<p>下記のとおり修正。</p> <p><u>知的障害者</u>から申し出があった際に、…</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>障害者</u>から申し出があった際に、…</p> <p>【理由】</p> <p>ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「<u>知的障害者</u>から申し出があった際に、…」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「<u>障害者</u>から申し出があった際に、…」</p>
48	別紙第6	<p>下記を追加。</p> <p>「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」</p> <p>【理由】</p> <p>吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識しさらに悪化することがある。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>
49	別紙第6	<p>ルール・慣行の柔軟な変更の具体例における「スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」の箇所を、下記のとおり修正。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。</p> <p>「○ <u>スクリーン</u>、<u>手話通訳者</u>、<u>板書</u>等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確</p>

		<p>「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p> <p>【理由】 聴覚障害者の場合は音声情報が入らないため、視覚とととして、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見るため、見える範囲に収まる必要があるため。</p> <p>実践例)内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会</p>	保する。」
50	別紙第6	<p>下線部を追加。 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。</p> <p>【理由】 聴覚障害者の場合、会議の理解を援助する者だけでなく、情報保障・コミュニケーションを支援する者の同席が必要なため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p>「○ <u>会議の進行に当たり、職員が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。</u>」</p>
51	別紙第6	<p>下記を追加。 「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をする必要がある時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」</p> <p>【理由】 吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受け、言葉がさらに出にくくなることがあるので比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修文いたします。</p> <p>「○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。」</p>
52	別紙第6	<p>○意思疎通の配慮について対応方法がわからないときは、事前に自治体や都道府県・政令市の聴覚障害者情報提供施設に相談して手話通訳者や要約筆記者を手配するしきみを</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>

		作っておくこと。	
53	別紙第6	合理的配慮の具体例は、障害当事者とその家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者に理解のある社会福祉士や弁護士等を協力連携し、蓄積し追加挿入し随時更新していくべき。(具体例は固定化すべきではない) 【理由】 具体例が少なすぎて全ての障害者(重複障害者を含む)を網羅していないため。	別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。また、提供する合理的配慮は適宜、見直しを行うことが重要であると考えています。
その他			
54	その他	WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望。	これまでも、当省HPについてはウェブアクセシビリティの日本工業規格(JIS X8341-3:2004)に基づいて対応を実施してきたところです。現在は、当省HPの利便性向上を目的とし、平成28年2月をメドとしたリニューアルに向けた各種整備を行っています。リニューアルに当たっては、最新の規格であるJIS X8341-3:2010における等級AA(ダブルA)に一部準じたものとなる達成目標の公表準備や実行に取り組んでいます。
55	その他	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があること意識を強くするために「が必要」という表現にすべき。	御指摘を踏まえ、本対応要領で「望ましい」と記載している内容につきまして、対応要領第3条に以下のとおり留意点を追記します。 <u>「なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する」</u>
56	その他	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべき。そ	別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。また、提供する合理的配慮は適宜、見直しを行うことが重要である

		<p>の他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望。</p>	<p>と考えています。</p>
57	その他	<p>「身体機能の応じた環境整備と作業区別はOK、身体機能を見捨てた業務の強要と人権無視の差別はNO」の使い分けを明確にすること。</p> <p>身障者の「差別」は精神的な負担をかけるのでいけないが、健常者ではないのでハンデを背負っている分相互に負担とならないような「区別」は必要。</p> <p>パブリックコメントの表題を「障害を理由とした差別」→「障害を克服する障害に応じた業務の区別」に修正。人権無視対策というよりは、障害者でも働きやすい職場環境づくりの整備を強力に推進する法案となるようなタイトルに変更してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>健常者は身障者を思いやる気持ちは大切で、身障者が思う存分働ける環境づくりに協力する必要があるが、身障者のために本来業務が制約されるのは避ける必要がある。</p> <p>身障者は健常者に助けられている気持ちも大切で、健常者におんぶにだっこことならぬ自立心が必要。</p>	<p>いただいた御指摘は、今後本要領に基づき取組を行う際の参考とさせていただきます。</p>
58	その他	<p>各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望。</p>	<p>いただいた御指摘は、今後本要領に基づき取組を行う際の参考とさせていただきます。</p>
59	その他	<p>対応要領・対応指針等をはじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参</p>	<p>いただいた御指摘は、今後本要領に基づき取組を行う際の参考とさせていただきます。</p>

		照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキスト、WEB)を必ず提供すべき。	
60	その他	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべき。	いただいた御指摘は、今後本要領に基づき取組を行う際の参考とさせていただきます。
61	その他	<p>対応要領の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応要領を参考にしてほしい。修正加筆をしてほしい。</p> <p>そのうえでさらに吃音のことも具体的に記述をしてほしい。</p> <p>関連ホームページという一覧を対応要領案に追加してほしい</p> <p>【理由】</p> <p>農林水産省を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいる。もう少し詳しくわかりやすい対応要領案にならないか？</p> <p>例として厚生労働省関係の対応指針案「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針(案)」がイラストや対応事例や参考ホームページが記載されていてわかりやすい。</p>	いただいた御指摘は、今後本要領に基づき取組を行う際の参考とさせていただきます。

※林、水とは、それぞれ林野庁、水産庁を指します。